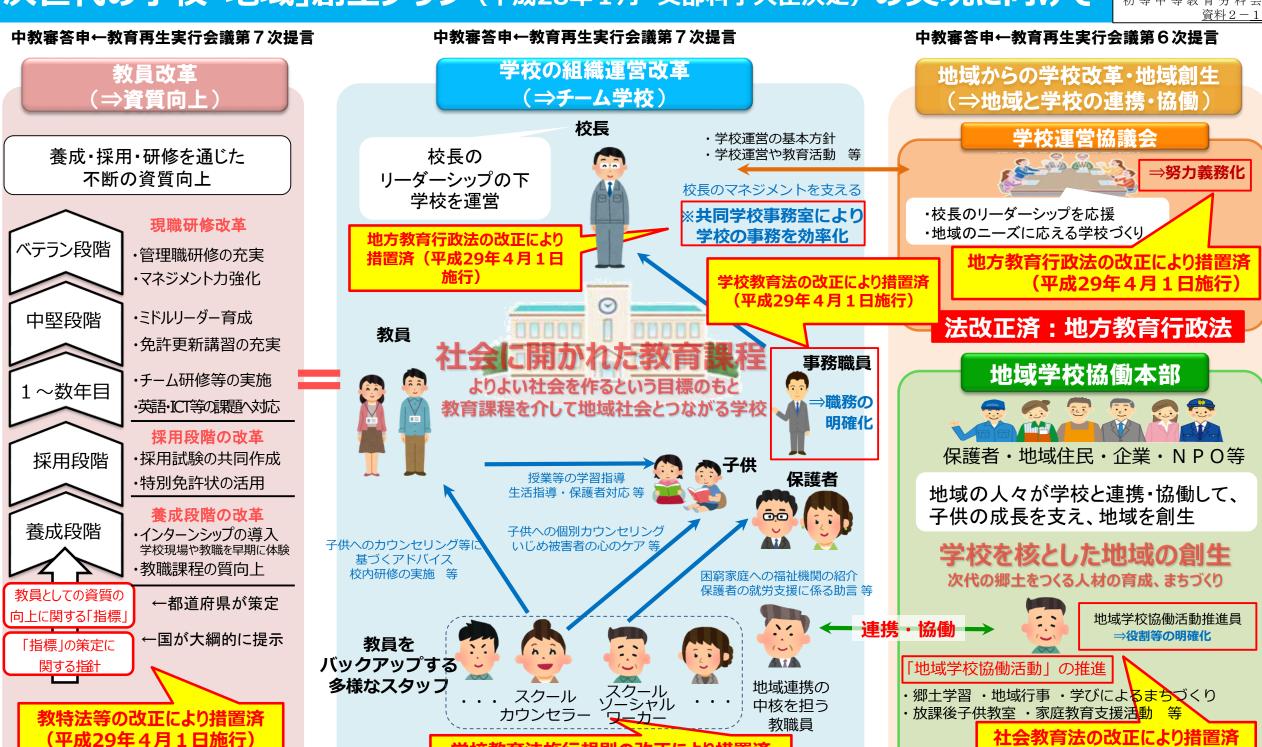
「次世代の学校・地域」創生プラン (平成28年1月 文部科学大臣決定) の実現に向けて

平成29年4月18日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 資料2-1



「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の戦略的充実

法改正済:義務標準法等

(平成29年4月1日施行)

法改正済:社会教育法

• 障害に応じた特別の指導(通級による指導)、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修、少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(義務標準法の改正)

交教育法施行規則の改正により措置済

(平成29年4月1日施行)

法改正済:学校教育法、地方教育行政法

• 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示(義務標準法の改正)

法改正済:教特法、免許法、

教員研修センター法